様式第２号

事業計画書

住所（登記所在地）

企業名

氏名（代表者名）

１　企業概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (１) | 設立 | 　　　　　年　　月　　日 |
| (２) | 資本金 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　万円 |
| (３) | 従業員 | 役員　　　　　　　　　　　　　　　　人 |
| 常用　　　　　　　　　　　　　　　　人 |
| パート　　　　　　　　　　　　　　　　人 |
| (４) | 業種 | 業（事業に必要な許認可　要 ・ 不要 ） |
| (５) | 許認可 | 種類 |  |
| 名義人 |  |
| 許認可番号 |  |
| 許認可年月 |  |

２　借入の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (１) | 融資制度等の名称 |  |
| (２) | 借入予定年月日 | 　　　　　年　　月　　日 |
| (３) | 借入予定金額 | 　　　　　　　　　　　　　　円 |
| (４) | 予定融資利率 | 年　　　　　　　　％ |
| (５) | 借入予定期間 | 　　　　　年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日 |

３　操業計画の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| (１) | 新設工場等の所在地及び名称 | 所在地 |
| 名称 |
| (２) | 操業開始年月日 | 　　　　 　年　　月　　日 |
| (３) | 施設の種類及び事業内容（注１） | □ 工場　□ 事業所　□ 試験研究用施設　□ 特定業務施設（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）特定産業支援業該当の有無（　 有　・　無 　） |
| (４) | 工場等の新設をするために取得する固定資産の取得価額（注２） | 　　　　　　　　　　　　　　円 |
| (５) | 工場等の新設に伴い新たに雇用される常用雇用者数（注３） | 　　　　　　　　　　　　　　人 |

注１　「３（３）施設の種類及び事業内容」の中の用語の定義は次のとおりです。

⑴　工場　物の製造又は加工を行う施設をいう。

⑵　事業所　旭川市工業等振興促進条例（平成２０年旭川市条例第５５号。以下「条例」という。）第２条第２

　号の別表に定める業種に属する事業を行う施設をいう。なお，特定産業支援業※の該当有無を記載する。

⑶　試験研究施設　先端的な技術を応用した工業製品の開発のための試験又は研究を行う施設及び地域経済の

振興に寄与すると認められる研究施設をいう。

⑷　特定業務施設　本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして次のいずれかの部門のために使用されるものをいう。

 イ　調査及び企画部門

 ロ　情報処理部門

 ハ　研究開発部門

 ニ　国際事業部門

 ホ　その他管理業務部門

※特定産業支援業とは

事業所のうち，次の各号に掲げる事業を行うもので，市長が認めたものとする。

①コールセンター業　日本標準産業分類（平成２５年総務省告示第４０５号）における「９２　その他の事業サービス業」の「９２９４　コールセンター業」

②バックオフィス事業　日本標準産業分類（平成２５年総務省告示第４０５号）における「３９　情報サービス業」及び「４０　インターネット附随サービス業」で企業等の人事，総務，経理等の事務管理業務やソフトウェア開発，データの入力処理等を行う事業をいう。

注２　「３（４）工場等の新設をするために取得する固定資産の取得価額」の固定資産とは，次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

１　対象固定資産について

⑴　工場等の新設をするために取得する固定資産であること。

⑵　工場等の事業の用に直接供されるもの。

⑶　次に掲げるものを除く。

①土地

②販売専用の事務所

③福利厚生施設（専ら従業員の利用に供する施設を除く。）

２　対象固定資産の取得時期

原則として，次に掲げる日のうち最も早い日から操業日までとする。

①工場等の建物等の建設に着手した日（賃貸借の場合は，入居日や契約日）

②建物等を買い取る場合は，当該建物等を取得した日

③当該工場に配置する機械設備等を取得した日

注３　「３（５）工場等の新設に伴い新たに雇用される常用雇用者数」の常用雇用者とは次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

⑴　工場等の新設に伴い新たに雇用される者であること。

⑵　雇用期間の定めのない者又はこれに準ずる者として旭川市工業等振興促進条例施行規則で定める者※で，次に掲げる要件のいずれにも該当する者。

ア　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定に基づき，雇用保険の被保険者となったことの届出を行い，同法第９条第１項の確認を受けた者（同法第３８条第１項に規定する短期雇用特例被保険者を除く。）であること。

イ　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定に基づき，健康保険の被保険者となったことの届出を行い，同法第３９条第１項の確認を受けた者であること。

ウ　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の規定に基づき，厚生年金保険の被保険者となったことの届出を行い，同法第１８条第１項の確認を受けた者であること。

※これに準ずる者として旭川市工業等振興促進条例施行規則で定める者とは

期間を定めて雇用される者であって，継続して１年を超えて雇用されることが見込まれるもの（特定産業支援業にあっては，年間の給与等の収入金額が１３０万円以上であることが見込まれる者に限る。）とする。

⑶　事業者と雇用契約を交わし，かつ事業者から賃金等の支払が行われている者。

⑷　営業及び販売，従業員の福利厚生施設等のみに従事する者を除く。